陳情ノ為メ上京シ内務省ヲ始メ関係各省ヲ歴訪シ出頭
シ鉱毒問題ニ付キ両院ノ全体議員ニ訴ヘ陳情書ヲ
提出シ其ノ十数日ニ亘レリ
(2)、小学校児童身体ノ状況
鉱毒地子弟ノ体格ハ同年齢ノ他地方児童ニ比シ劣レリ
本年下大井町小学校ヲ初メ学童ニ付キ同年令ノ児童ヲ診断
鉱毒地ノ児童ノ身体ヲ検査シ一貫三百匁ノ差アリ
其ノ体格ハ長男ノ体重ハ(三貫目)ノ減少ヲ示シ上京ス
セシメ其ノ検査ノ結果児童ノ発育ノ不良ナルヲ知リ
実ニ小学校ノ児童ノ衛生ノ材料ノ供給ハ面白カ
ラサルニ付キ郡長ヲ経テ県ノ知事ニ報告シ請願セリ
ニ上京ヲ見合セリ
(3)、田中翁ノ報告

其ノ後翁ハ数日ヲ経テ帰リ田中正造翁ノ報告ニ依リ村民ノ
知ル所トナル

記

一、八月十六日
一、鉱毒被害民ヲ殺スナリ村民諸君ハ起テ!!
鉱毒被害民ハ自ラ裁決セヨ
一、八月二十日
一、憲法ハ鉱業ヲ生存セシメ不安ノ苦ヲ与ヘシ会社ノ
県ノ野心ノ一
一、八月二十七日
一、一般ハ決議ヲ固メヨ
三、鉱毒ニ付キ犯罪ナリ
(4)、鉱毒地ヨリ帰ル途